

令和元年度 第2回射水市子ども・子育て会議
第2回射水市子ども施策推進委員会 議事要旨

- 1 開催日時 令和元年 11 月 12 日(火) 午後 7 時 00 分～午後 8 時 30 分
 - 2 開催場所 射水市役所 3 階 会議室 302、303
 - 3 出席者
 - (1) 子ども・子育て会議委員
石津委員（会長）、櫻野委員（副会長）、明橋委員、成田委員、上田委員、宮田委員、
豆川委員、野口委員、本田委員、小川委員、立浪委員、森田委員、二川委員、前川委員
 - (2) 当局
福祉保健部長、福祉保健部次長、子育て支援課長、保健センター所長、学校教育課長、
生涯学習・スポーツ課長、子育て支援課職員 4 名、保健センター職員 1 名、
学校教育課職員 1 名、生涯学習・スポーツ課職員 1 名
 - 4 欠席者 清水委員、佐野委員、武部委員
-

会議次第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 事
 - (1) 第二期射水市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- 4 報 告
 - (1) 子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査の実施結果について
- 5 その他
 - (1) 今後のスケジュールについて
- 6 閉 会

《議事要旨》

(1) 第二期射水市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

[委員]

施策体系の基本目標の一番に「子どもの権利保護の推進」が掲げられている。「射水市子ども条例」の精神が正に「子どもの権利保護の推進」であるが、それを一番に掲げていただいたことはとても心強く思う。

一つ新たな事業を提案したいが、本年6月に国会で児童虐待防止のための重要な法案が成立し、親による体罰が全面禁止になる。「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が改正され、これまでは学校での体罰は禁止されていたが、家庭での親による体罰は禁止されていなかった。しかし、体罰は子どもの成長に明らかに良くないというエビデンスが出ており、世界各国で体罰の全面禁止の法制化が進み、現在、世界で57か国になっている。体罰の防止は虐待防止のために明らかにエビデンスのある施策の一つである。今まで虐待防止のためにいろいろな施策が行われているが、虐待は増えている。しかし、体罰禁止を法制化することで、例えばスウェーデンは40年の歴史があり、体罰は減っている。この体罰が禁止される法律の施行が来年4月なので、この第二期子ども・子育て支援事業計画が始まる、ちょうど良いタイミングでもあり、体罰が禁止されたということのを是非市民に啓発していただきたい。

しかし、そうすると、体罰なしでどのようにしつけを行うのか、どのように子どもにルールを教えるのかという質問がでてくる。体罰禁止というのは、必ず体罰に替わる子育て方法の啓発がセットとなるので、この施策を是非やっていただきたい。このことは子どもの権利そのものであり、今SDGsが世界中で取り組まれているが、そのSDGsのターゲットの16.2に、2030年までに子どもへの暴力の全面的な禁止、撲滅することが掲げられている。日本はそのパスファインディング国（注）で、日本がリーダーシップをとって子どもへの暴力を撲滅していくという立場にある。体罰禁止の法律はいろいろ誤解があり、家庭にまで国が入り込むのは如何なものかと言われることもあるが、これは親を罰するための法律ではなく、体罰の危険性を世間に知らしめるための法律である。このような法律が来年4月から施行されるし、射水市には「子ども条例」もあり、「子育てガイド」の3ページにも「体罰を行いません」と書いてあることから、是非4月から啓発していただきたい。そして、体罰に替わるしつけの方法についても、啓発していただきたい。今年6月に法律が成立されたばかりだが、是非来年度からの事業にこれらを組み入れていただきたい。数値目標にも体罰をしたことのある親の割合をあげていただきたい。その割合が減っていけば、確実に虐待が減るし、DVも非行も減る。いろいろな施策があるが、虐待防止のために、直接的に影響する大事な施策であるので、是非これらを計画に入れていただきたい。

（注）パスファインディング国（18か国）：日本、インドネシア、メキシコ、ナイジェリア、スウェーデン、タンザニア、エルサルバドル、モンテネグロ、ジャマイカ、パラグアイ、フィリピン、ルーマニア、スリランカ、ウガンダ、南アフリカ、モンゴル、ブラジル、アラブ首長国連邦

[会長]

体罰禁止の法制化の啓発、体罰がいかに悪影響を与えるかということを含めて啓発をしていた

だきたいということと、しつけの正しい方法を広めるということセットでは是非事業として入れていただきたい。できれば数値目標も考えてほしいという意見でした。

[委員]

10月からの幼児教育・保育無償化の中で、親が働きたいということで、幼稚園・保育園の利用を希望するお子さんのニーズが増えている。今、現場の先生が最も困っていることが、本当に必要な方が延長保育を利用するのはよいが、実はそこまで必要のない方が無償化により、利用されるということがある。計画の中に何か所か「保育サービス」という言葉がでてくる。「保育サービス」という言葉は、「無料で全部やってもらえる」や、「お金を出しているから預かって当たり前だろう」という印象を与えてしまう可能性がある。このような背景から、「保育サービス」という言葉を、「子育て支援事業」という言葉に変更するというのと、子育て中の保護者と施設が協力しながら、子ども達をしっかりと育てていくという考えに、保護者の意識を変えていく啓発活動等の目標のようなものを計画の中に入れることができないのか。もちろん本当に必要な方については施設が預かることが前提だが、実際は必要がない方も多数いることが、現場にとって本当に大きな悩みである。土曜保育についても、希望があればお預かりするが、実際には両親とも仕事ではないのに、証明書が提出されることがある。このことは子ども達の権利ということを考えて、実は制度が整い過ぎて、子育て放棄を促しているのではないかという思いもあるので、保護者の子育てに対する意識改革について、もう少し具体的に示せないかという思いがある。

また、射水市の発達障がい児への対応について、相談窓口は非常に充実しているが、実際に困っている子どもを預かる「きずな（高岡市）」のような施設が不足している。このことについて目標値化することは、直ちには難しいと思うが、計画に入れられないかと思う。

[委員]

委員も話されたとおり、保育現場では、子ども達に理想的な支援を行いたいのだが、支援する側が不足している。短時間保育と標準保育という区分があるが、一日に3時間等の短時間勤務の方や、週に数日しか働いていない方でも、出勤の関係上、標準保育にしてほしいと要望されることがある。標準保育では、午後6時まで預けることができるので、仕事ではないが、迎え時間が6時近くになる方もいる。その間も、保育士は、ずっと子どもをみていないといけないことになる。このことは、子どもにとって本当によいことなのか。家庭でみることもできるなら、家庭でみた方がいい子どももいる。三つ子の魂百までと言うが、今、世界的にも0歳児の保育というのは非常に注目されている。0～2歳までの未満児保育というのは、1対1のかかわりの中で、安定した関係性の中で育てられた子どもは、主体性や意欲が伸びていくということが、アメリカでも実証されている。このような子どもは大人になってから、かなりの高収入を得、自立した生活を送ることが多いことから、小さい時の子どもとのかかわり、安定性ということが、非常に大切であると思う。

[会長]

親の愛着が安定している子どもの方が将来自立していくということですね。

また、「保育サービス」という言葉が誤解を生んで、子育て放棄につながりかねないという指摘がありました。保護者の意識を変えるという点で何か射水市で対策を考えていることはありますか。

[事務局]

ただ今の指摘については、まだ実際には対応できていません。子どもの権利という部分も絡んでくるので、今後の検討課題にしたいと思います。

[会長]

ありがとうございます。課題としては認識されているということですね。

[委員]

保護者が就労証明書を提出すれば、サービスを受けることができるという問題は、放課後児童クラブでも同じような状況がある。放課後児童クラブは保護者が働いているから利用できるのだが、先日の祝日でも「保護者が1日中自宅にいる」というような子どもが、たくさんいた。

素案9ページの「放課後子ども教室・土曜学習推進事業児童参加率」について、18.1%で評価が「○」となっている。私の小学校区では、「ふれあい読書」や、「将棋・囲碁教室」が該当すると思うが、昨年まで、小学校に「スタディ」という教室があったが、今年から中止になった。その理由は、募集を行っても、実際に参加されるのは学力の高い子ばかりということがある。そこで教えるボランティアの方は、子どもの学力を少しでも上げてあげたいという気持ちだったが、そこに申込されるのは、親の意識が高い方ばかりで、本当に「スタディ」を必要とされる方が利用されない。あるいは、外国人の保護者は、申込用紙を見ても、内容を理解されていないと思う。ですから、実際に参加される子どもの中身も精査していただき、本当に必要な子どもがその利益を受けているのかということも精査していただきたい。

素案37ページ「幼稚園・保育園・認定こども園と小学校等との連携」について、その中では連携されていると思うが、放課後児童クラブにも情報をいただきたい。小学校に入る前の子どもを放課後児童クラブで預かることもあるが、その場合は、子どもに特別な手当が必要かどうかを把握していない状態で預かることになる。放課後児童クラブでは、面談を行ってから入級していただくので、面談の際に、少し気になる子どもがいるが、本当にそういう気になる子どもであるかどうかの情報を得られない。学校の担任の先生の決定後に、先生と話すことはできるのだが、もっと早く分かることができれば、他にもっと配慮できることもあると思う。

[会長]

放課後児童クラブでも先ほどの保育園と同じようなことが起きているということでした。2番目の指摘のスタディについては、実際に支援が必要な子が参加しないとったものを精査していただきたいと、これは何か精査の仕方があるのでしょうか。

[委員]

私達は放課後に宿題をみていたときに、明らかに学校の授業についていけない子どもがいるが、そういう子に限って、スタディのような教室には参加していない。しかし、このことを私達から保護者に参加を進めてよいのか、おそらく学校の先生も分かっているのだろうが、スタディのような教室への参加は進めにくいと思う。

[会長]

また、配慮が必要な子どもについては、あらかじめ放課後児童クラブにも情報共有をしてほしいとのことですね。

[委員]

入級してから、担任の先生が分かるまでの間や、担任の先生と私達との信頼関係ができ相談できる間柄になるまでのブランクもあるので、情報提供していただけるならば本当にありがたい。

[会長]

学校が情報を与えてはいけないというわけではないですよ。

[委員]

その辺はプライバシーの問題にかかわるという事例もあった。

[事務局]

今の件については、一つ該当しそうな事業で、「地域学校協働活動推進事業」というものがあります。地域住民等の積極的な参画を得る、また学校との連携、協働のもとに円滑・効果的に実施されるように、地域住民や学校との連携の協力体制として、地域学校協力本部というものを整備し、活動の連携について学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整などをできればしていきたいという事業です。こちらが来年度から少しずつできるような形にしたいということで進めて参りたいと思っています。その中で、今、話されたような課題が少しずつだとは思いますが、解決の道筋になるのではないかと考えております。

[会長]

ありがとうございます。その枠組みが利用できるのであれば、是非利用していただければと思います。

《報告》

(1) 子どもに関する施策推進計画に係るアンケート調査の実施結果について

[委員]

子どもの権利について、知らない子が多いと思うので、どのような周知の方法をされているのか。

[事務局]

周知方法については、小・中学校を通じてカラーA4版のチラシ1枚を配布しています。その中身は、子どもの権利ということで7つの権利、射水市子ども条例に謳われていますが、例えば子どもが健やかに育つ権利であったり、自主的で創造性豊かな発想を育む権利であったり、命がおびやかされない権利、自由に発言ができる権利などについて記したチラシを、学校を通じて配布するとともに、関係機関を通じて、例えば保育園やスクールソーシャルワーカー等の研修の場で、今お示ししている「子育てガイド」を配って、改めて子どもの権利について理解を深める機会も設けています。

[委員]

ありがとうございます。それを実際に子ども達が見ているのかということは把握しているのか。子育て支援センターにもチラシをいただいておりますが、私達は知っているが、実際には配布していても見ていないとか、なかなか周知に至っていないのではないかと思います。

[委員]

チラシも有効だが、文章だけではなかなか子ども達の実感をもって分からないので、そのためにワークを交えたプログラムとして、是非おすすめしたいのが「CAPプログラム」、子どもへの暴力防止プログラムです。富山にもCAPの団体があり、富山市、富山県各地でワークを開催しているし、学校もとても忙しいとは思いますが、是非学校のクラス単位で、このようなワークをやっていただきたい。これは何より子どもの権利ということが実感をもって、いじめ、あるいは虐待にどう対応するのか、例えば不審者とか、そういう人に対してどう自分を守るのかとか、そういう子どもの権利を中心にワークされているので、是非試験的にでも、学校で導入していただきたい。

[会長]

具体的に学べるワークの提案をありがとうございます。

《その他》

(1) 今後のスケジュールについて